

コメントの提出について

企業会計基準委員会 御中

平成 20 年 11 月 3 日
公認会計士 岡本 修

御委員会の平成 20 年 10 月 28 日付「「債券の保有目的区分の変更に関する論点の整理」の公表」について、誠に僭越ながら下記の通り当職の私見を送付いたします。なお、下記見解は、職業的専門家である一個人としての私見です。当職の勤務先企業の見解を示すものではないことをご了解ください。

1. 保有する債券を満期保有目的に振り替えることの是非

(1) 会計基準の国際的な動向

I A S B は 10 月 13 日付けで、保有する債券や売却目的の貸出金等を、「トレーディング」から「その他」や「満期保有」へ振替することを容認しました（"IASB amendments permit reclassification of financial instruments", <http://www.iasb.org/Home.htm>）。また、かかる振替には遡及適用が容認されており、F T 報道等によれば、例えばドイツ銀行は 2008 年第 III 四半期決算において、売買目的資産の評価損 12 億ユーロを計上したものの、保有するローン等の売却目的資産を満期に振り替えることで、4 億ユーロの四半期純利益を計上したとされます。もし振替が認められなかった場合は 8 億ユーロの追加損失計上と赤字転落を余儀なくされたとされており、金融機関は今回の I A S B の改訂により大きく恩恵を受けた格好になっている模様です。

(<http://www.ft.com/cms/s/0/e3116bfe-a652-11dd-95be-000077b07658.html>)

かかる報道が真実であれば、例えば元来、売買目的で保有していた証券化商品を、満期保有に振り替えておき、時価が回復した時点で、会計上のペナルティ覚悟で当該満期保有金融商品を売却するという損益操作が容認されることとなります。実際、報道によれば、ドイツ銀行が振り替えた資産は元来売却目的の資産であり、マーケットの混乱が収束した時点で売却する可能性もあるとされているようです。かかる諸外国の金融機関における会計処理の実態を見る限り、我が国でも安易にこれを認めるのは時期尚早ではないかと思えます。

(2) 実質的な救済効果

我が国において満期保有目的への振替が要望されると考えられる資産は、15 年変動利付国債（以下「変国」）及び物価連動国債と考えられます。このうち、第 8 回から第 48 回まで発行されている変国については、利回り曲線上の短期金利が上昇し、長期金利が低下する局面ではキャッシュ・フローの割引現在価値が大きく毀損（但しフロア・オプションは不考慮）することが知られており、これを「理論値」と称することも多いようです。3 月にベアー・スターンズが、9 月にリーマン・ブラザーズが破綻し、その都度変国のマーケットが大きく崩壊。「理論値」と「市場価格」（B B 引け値等）が大きく乖離する局面が生じました。

さて、米欧の議論を踏まえると、満期保有に振り替えることのメリットは、「その他有価証券」として保有する変国について、今後の貸借対照表上の時価変動を防止するという趣旨があると考えられます。しかし、国際会計基準や米国会計基準との平仄を考えると、変国を満期保有に振り替える際の振替価額は時点の時価となるでしょう。この場合、例えば今年の 9 月末時点における「市場価格」での振替を容認したとしても、純資産直入された「その他有価証券評価差額金」の毀損は直ちに回復するわけではありません。この意味でも、新たな基準を設定してまで振替を認めるのはいかがなものかと思えます。

特に、我が国の多くの金融機関に対して、変国の購入を推奨したのは政府であったはずで、金融機関に対する救済措置は、会計基準の変更という形ではなく、政府・金融庁の責任において、「銀行法第 14 条の 2」等に基づく自己資本比率規制の緩和という形式で行うべきであると感じております。

2. 実施時期や関連規定整備の必要性

次に、万一、満期保有目的の区分への振替を認めることになった場合、当職は以下の事項が必要と考えております。

(1) 安易な理論価格の採用をいかに防ぐか

前述の通り、現在、変国の市場では「理論価格」と「市場価格」の価格が大きく乖離しています。このため、満期保有への振替に当っては、「市場価格」ではなく「理論価格」で行いたいとの要望が急増する可能性があります。しかし振替価格の妥当性については、財務諸表作成者の恣意性が入らないよう、制度的な手当てが必要ではないかと考えます。

当職の見解では、「理論価格」を実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」等に照らして「合理的に算定された価額」とみなすためには、「市場価格の時価としての信頼性が乏しい」事、当該「理論価格」が「合理的に算定された価額」であること、振替時点の「理論価格」の算出値が正しいこと、の三点を証明する必要があるはずです。しかし、利回り曲線の調整方法を少し変更するだけで、理論価格は大きく変動します。このため、日本公認会計士協会に対しては、CPE研修の一貫として証券会社等の専門家による理論価格に関する勉強会を実施する、会長通牒などの形で監査人に対し注意喚起を行う、等の措置を要望することも考えられます。

(2) ヘッジ会計の論点

細かい論点ですが、現在例外的に容認されている満期保有目的債券に対する特例処理の容認についても、制度的な手当てが必要と考えます。当初から満期保有にて保有する債券については、実務指針161項・325項等に照らし、特例処理の要件（178項等）を満たす場合にはヘッジ会計の適用が容認されています。従って、次の二点の整備が少なくとも必要でしょう（尚、これは企業会計基準委員会ではなく、日本公認会計士協会・会計制度委員会報告での対応になるのかもしれませんが）。

- ① 満期保有に振替を行い、その時点で特例処理の要件を満たすヘッジ取引を行い、ヘッジ指定した場合は、特例処理の適用が認められる旨の明記。
- ② その時点で「その他有価証券」に対するヘッジ指定が行われていた場合であって、特例処理の要件を満たしているものについては、満期保有目的債券への区分変更を行った場合は特例処理に移行する旨。また、繰延ヘッジ会計を採用していた場合は、繰り延べられていた繰延ヘッジ損益を当該債券の満期に渡って償却する等の処理の明記。

(3) 満期保有からその他の区分に変更することのペナルティの維持

また、恣意的な保有目的区分の振替により、ある時は時価評価損益を純資産直入し、ある時は評価損益をP/L計上し、ある時は一切認識しない、という損益操作は望ましくありません。当然、実務指針83項（満期保有目的からそれ以外の区分への振替に関する規定）は維持されなければならないと思料します。

(4) 遡及適用の容認

「論点整理」では、満期保有への振替規定を整備して、その「遡及適用」を容認するかどうかについての議論を行っていますが（17項～20項）、むしろ必要な議論は、「遡及適用」ではなく、いつの時点の時価を以って振替価格とするかの議論だと思います。上述の通り、最もイーールド・カーブが立っている日付を以って、変国を「その他有価証券」から「満期保有目的」に振り替えたこととしてしまえば、恣意的な価格水準で債券の価格を変更することが可能です。従って、例えば債券の保有目的変更は期末日しか容認しない、等、振替日の恣意性を排除する規定があっても良いと考えております。

上記、駄文ではございますが、ご査収の上ご参照下さいますよう、何卒よろしくお願いいたします。

敬具